

大切なわが家に 「地震への備え」を!

木造住宅耐震診断・改修補助金 + 危険ブロック塀等撤去改修補助金

実験前



耐震補強済み

耐震補強なし

同規模、同構造の建物に強い地震波を加えた実験の結果、耐震補強している建物は強い揺れにも耐えられました。

提供：防災科学技術研究所
E-ディフェンス



実験後

耐震化
しよう!



阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震など日本各地で大きな被害をもたらす地震が起きており、建物や家具類の倒壊により、多くの方が亡くなっています。

八潮市では、地震による建物倒壊を防ぎ、安全・安心なまちづくりを推進するため、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震診断および耐震改修費用の一部を補助しております。

八潮市

『安全な家』か、まずは調べてみませんか？

～これまでの大丈夫は、これからも大丈夫？～

建築基準法にもとづき建てられた私たちの家は、一定の耐震性があるものの、昭和56年5月以前に建てられたいわゆる「旧耐震基準の家」は地震に弱いものが多く、強い地震が発生すれば、大破、倒壊などの大きな被害を受けるおそれがあります。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震は、近い将来高い確率で発生することが指摘されています。

大地震からご自身やご家族の生命・財産、そして周辺の方々や地域を守るためにも、一人ひとりが自らの問題として意識して取り組んでいくことが重要です。

現在の家 地震に強い？弱い？



ステップ
1

無料簡易耐震診断
(在来木造2階建まで)

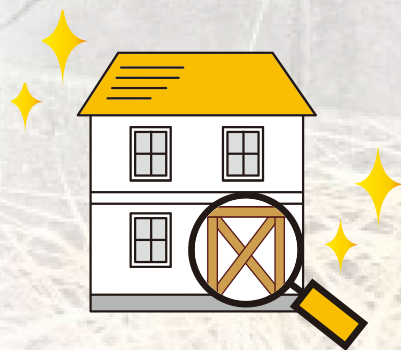
無料で実施



ステップ
2

詳細な耐震診断
(最大10万円補助)

補助対象



ステップ
3

耐震改修工事
(最大40万円補助)
耐震シェルター等設置工事
(最大20万円補助)

補助対象

建物やブロック塀、土地の維持管理は、所有や管理する方の責任です。

人が健康で生活するために健康診断や病院を受診するように、建物などについても定期的に建築士などの専門家に確認してもらいましょう。

申請手続の流れ

診断や工事の契約前に、必ず市へ事前相談を！

申請者

補助金の交付申請

(事業者と内容を相談の上、見積書を作成してください。)



八潮市

補助金の交付決定

(書類を審査し、補助金の交付をお知らせします。)

診断・工事の契約・実施

(事業者と契約し、診断・工事を実施してください。)

実績報告書の提出

(診断・工事が終了したことを報告してください。)



補助金の交付額の決定

(書類を審査し、補助金の金額をお知らせします。)

補助金の請求・交付

(補助金を交付します。)

注意：①診断や工事の契約の前までに補助金の申請手続が必要です。

②その年度の3月10日までに補助金の完了手続が必要です。

手続に必要な書類は、窓口や市ホームページで確認してください。

空き家も対象
になるよ！

対象となる人は？

- 都市計画法および建築基準法に明らかに違反していない住宅を所有している方
- 市税を滞納していない方
- 過去に同様の補助金を受けていない方



対象となる住宅は？

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、工事に着手された木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅または併用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅のもの）

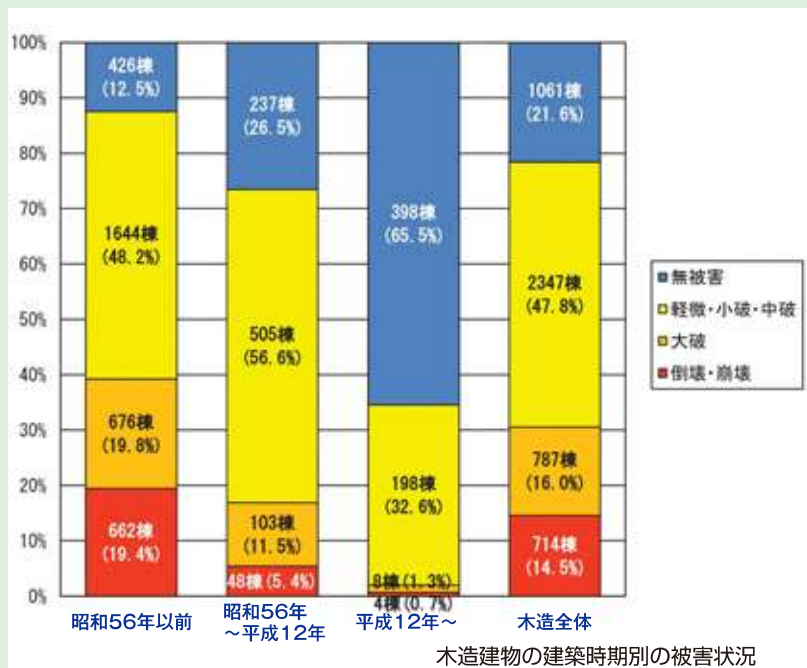
なぜ、耐震化が必要なの？

～旧耐震基準の被害は甚大です～

令和6年能登半島地震では、木造建物のうち、旧耐震基準の約39%が倒壊・崩壊、大破などの大きな被害を受けました。

なお、耐震改修を行った旧耐震基準の木造建物では、大破が8%あるものの倒壊・崩壊した建物は確認されませんでした。

耐震改修を行うことで、建物の被害は軽減しています。



耐震化すると
安心だね！



「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会：最終とりまとめ」（国土技術政策総合研究所）を加工して作成

耐震化に向けたステップ1、2、3

ステップ
1

無料簡易耐震診断

まずはお金をかけずに調べてみよう！

必要書類：建築確認通知書、建物平面図
（柱や壁の位置などがわかるもの）等
市が診断します。現地調査は行いません。

平成12年5月
以前に建てられ
た住宅も診断
できます。

ステップ
2

耐震診断補助

次は専門家に確認してみよう！

対象診断：耐震診断講習を受講した建築士が行うもの
補助額：耐震診断費用で上限10万円



耐震改修工事

耐震改修して安全で安心して暮らしたい!

対象工事：耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満である住宅を1.0以上になるよう耐震補強を行うもの

工事施工者：建設業法の事業者、八潮市小規模建設工事等業者登録事業者

補助額：耐震改修費用の23%相当額で、最大25万円

(リ・バース60耐震改修利子補給制度※を活用する場合、最大12.5万円)

申請者が65歳以上で、耐震改修費用が30万円を超える場合は15万円を加算



※リ・バース60耐震改修利子補給制度

高齢者世帯の自宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合に、無利子又は低利子でリバースモーゲージ型住宅ローンを利用できる制度です。



住宅金融支援機構HP

耐震シェルター等設置工事

費用を抑えて、少しでも安全で安心になりたい!

対象住宅：耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満である住宅

対象物：住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター
または防災ベッドで公的機関等により安全性の評価を受けたものを住宅の内部に設置するもの

補助額：設置費用の50%相当額で、最大20万円



提供：(株)一条工務店



提供：フジワラ産業(株)

危険ブロック塀等撤去改修補助金

対象となる人は？

- 危険なブロック塀等のある土地の所有者または管理者
- 市税を滞納していない方
- 市で実施している同様の補助金を受けていない方

対象となるブロック塀等は？

- 公道に面した高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀または組積造の塀で、地震により倒壊するおそれがあると認められるもの

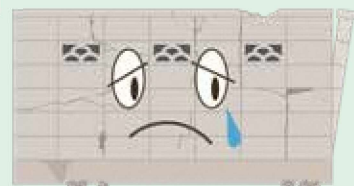
工事の施工業者は市内に本店等があること！



撤去工事

危険ブロック塀をなくして安全なまちへ

対象工事：対象となる塀等のすべてを撤去するもの
道路からの高さが60cmを超える部分を撤去するもの
補助額：撤去工事費用の2分の1または1万円/m
のいずれか少ない額
(最大10万円)



改修工事

安全なブロック塀に建て替えて住みやすいまちへ

対象工事：対象となる塀等のすべてを撤去した範囲内に、新たに安全なブロック塀等を築造するもの
補助額：改修工事費用の2分の1または2万円/mのいずれか少ない額
(最大20万円)

悪質な事業者による勧誘にご注意ください！

- ◎八潮市では、特定の事業者により依頼し、突然お宅に訪問したり、電話をかけるなどをして耐震診断や耐震改修工事を勧誘することはありません。
- ◎不審な事業者の訪問や事業者による紛らわしい勧誘があった時には、住宅・建築課または警察にご相談ください。

問い合わせ先

八潮市役所 都市整備部 住宅・建築課 建築担当
八潮市中央一丁目2番地1
☎048-996-2111 内線：468

